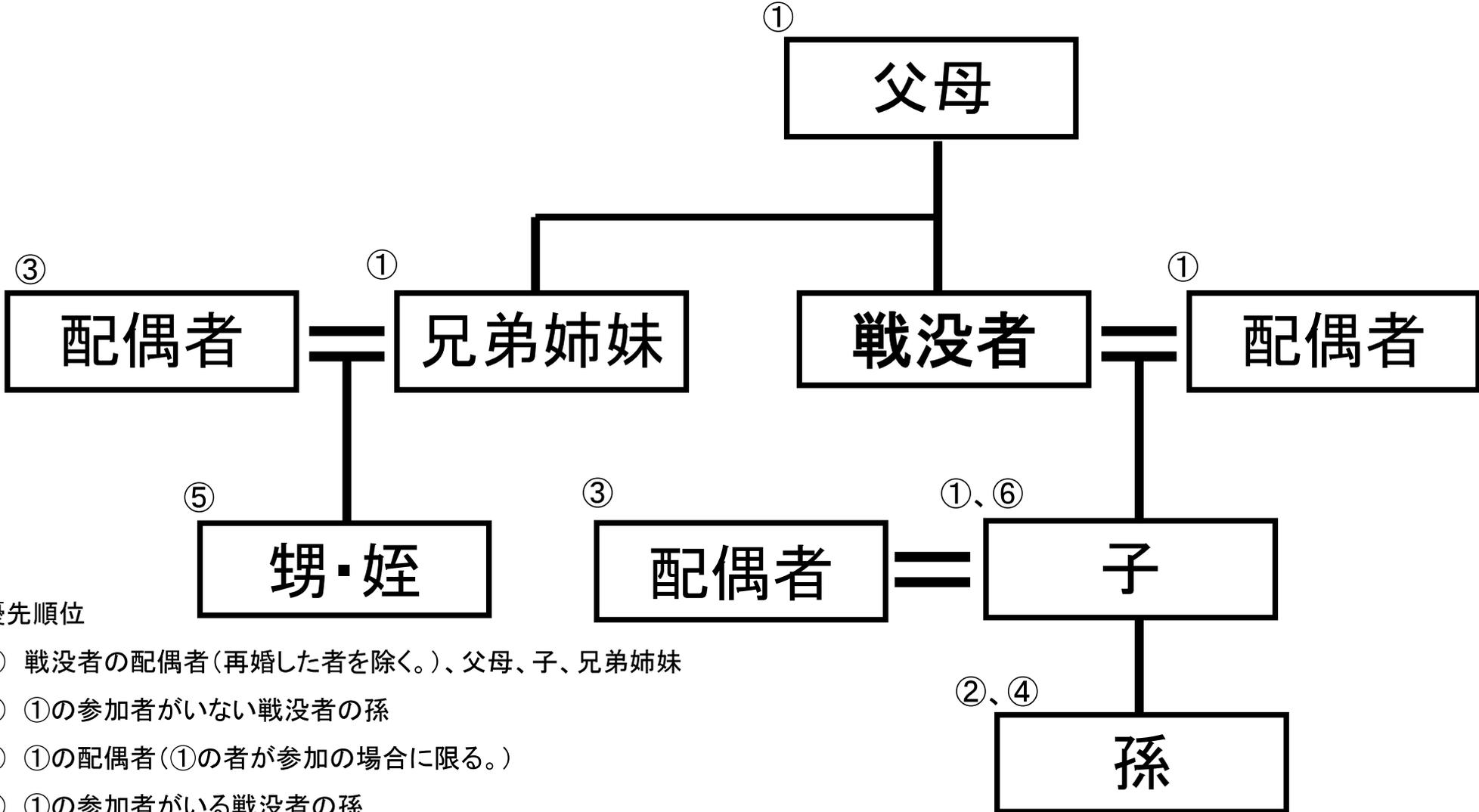


慰霊巡拝対象遺族の範囲



優先順位

- ① 戦没者の配偶者(再婚した者を除く。)、父母、子、兄弟姉妹
- ② ①の参加者がいない戦没者の孫
- ③ ①の配偶者(①の者が参加の場合に限る。)
- ④ ①の参加者がいる戦没者の孫
- ⑤ 戦没者の甥・姪
- ⑥ ①に該当する戦没者の配偶者の養子(戦後養子)

※初参加となる遺族に優先的に参加していただく目的から、過去に参加経験のある者は原則として定員に空きがある場合のみ参加を認める。